

千葉県道路交通法施行細則の一部改正について

1 改正理由

デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、デジタル社会の実現に向けた取組の一環として、令和4年4月27日付けにより、運転免許に係る情報のマイナンバーカードへの記録に関する規定の整備等を内容とする道路交通法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）が成立しました。

県民生活に密接に関係するものとして広く普及している運転免許証等に関する手続については、より一層県民の利便性向上や負担軽減を図っていくことが求められることから、改正法の施行に関し具体的な手続等を規定している千葉県道路交通法施行細則の一部の改正したものです。

2 改正の概要

改正法において、運転免許に係る情報のマイナンバーカードへの記録等に関する規定の整備がされたことに伴い、その申請に必要な添付書類などの手続に関する規定等の見直しを行うとともに、必要な様式の整備を行うことにより各種手続の利便性向上や負担軽減を図ることとする。

3 施行日

令和7年3月24日